公立大学法人大阪業務方法書（案）≪概要≫

資料３－１

業務方法書は、地方独立行政法人法第22条第１項の規定に基づき、法人が、その業務の適正を確保する体制の整備に関する事項等を定めた上で、設立団体の長の認可を受けるもの。

　　認可にあたっては、地方独立行政法人法第123条第１項の規定により、設立団体の長が協議して認可する。

＜　主な内容　＞

* 役員の職務執行が法令に適合することを確保するための体制等の整備に関する事項

内部統制に関する基本事項、法人運営に関する基本的事項など

* 業務の方法

大学及び高等専門学校の設置及び運営、学生支援、学習機会の提供及び社会貢献など

* 業務の委託

業務委託の基準、競争入札その他契約に関する基本事項など

【　参 考　】

○　地方独立行政法人法

（業務方法書）

第22条　地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

３　地方独立行政法人は、第１項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○ 公立大学法人大阪の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する大阪府市規約（案）

（業務方法書の記載事項）

第４条　法第22条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　法人の定款に規定する業務に関する事項

(2)　業務を委託する場合の基準

(3)　競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

【　参 考　】

○地方独立行政法人法

（設立団体が２以上である場合の特例）

第123条　設立団体が２以上である地方独立行政法人に係る第14条第１項及び第２項、第17条第２項から第３項まで（これらの規定を第76条において準用する場合を含む。）、・・・（中略）・・・第122条第１項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

２　設立団体が２以上である場合において、第６条第４項、第13条第４項後段・・・（中略）・・・第87条の20第４項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。